

行政改革大綱策定

～持続可能な行財政基盤の確立と 地方分権型社会の確立を目指して～

国では構造改革や三位一体の改革など、行財政改革が強力に進められ、地方を取り巻く環境は、大きく変わろうとしています。

とりわけ、財政面での環境・条件が大変厳しくなっており、従来の運営では町の将来が望めない状況です。そのため本町では、町の発展と持続可能な行財政運営を進めるため、行政改革への取り組みを進めています。改革を計画的・効率的そして確実に進めるため、実行に当たっての各種計画を策定中ですが、これらのうち、基本部分の『行政改革大綱』を策定しました。

『行政改革大綱』は、本町が進める行政改革の方向性や大局を定めたもので、行政改革推進本部での審議をはじめ、議会、行政改革審議会（町民代表10名）の意見を踏まえて策定されました。

以下、大綱の概要を紹介します。

【基本方針】

本町の行政改革は、特に次の3点を基本方針として取り組んでまいります。

1. 財政危機を克服できる経営体制の確立

景気の低迷や国の三位一体の改革などに伴う歳入の大幅な削減の一方で、社会保障関連経費等の増大など、財政事情は大変厳しい状況にあります。こうした財政状況を将来に亘って健全で安定した体制への建て直しを行います。

2. 良質な行政サービスの提供

事務事業の効率化・経費削減等に伴うサービス低下を最小限に留め、町民のニーズに的確に対応した良質なサービスの提供に努めます。

3. 協働のまちづくり

町民の皆さんと行政が情報を共有し、共に知恵を出し合いながら町政を推進します。また、民間活力の活用を進めるなど、町民の皆さんの理解と協力をいただきながら協働のまちづくりの実現をめざします。



【計画期間】

大綱の計画期間は5年間とし、以降については見直しを行いながら進めてまいります。また、具体的な事業の実施については、比較的短期間（2年以内）で実施できるものを「短期計画」、時間を要するものを「長期計画」として、その質・量に応じて区分し、更に年次ごとの単年度実施計画を策定して具体的に取り組んでまいります。

【計画の推進】

1. 実施計画＝可能な限り数値目標を掲げて取り組みます

2. 推進体制＝行政改革推進本部を設置し、全庁的に取り組みます

3. 進行管理と町民への公表

＝半期ごとに進捗状況を確認し進行管理を行いながら、併せて、結果をお知らせします

【推進事項】

具体的に推進していくべき事項の柱として、次の4項目を定めました。

1. 健全な財政基盤の確立 ～予算規模152億円を10年間で120億円に～

財政健全化に関する計画を策定し、徹底した事務事業の見直しや歳出の削減を進め財政の健全化を進めます。

2. 簡素で効率的な行政システムの確立 ～職員数425人を10年間で300人体制へ（本庁方式も検討）～

適正な規模で、かつ、効率的・効果的な組織・機構の整備を進めながら職員数の適正化を図り、行政のスリム化を進めます。また同時に、町民のニーズに合った事業の選択と良質なサービスの提供を目指します。

3. 地方分権に対応できる職員の育成 ～信頼される職員をめざして～

町民の期待と要望に応じていこうとする意欲的な職員を目標に、職員一人ひとりの意識改革を進めます。

4. 町民参画と協働のまちづくりの推進 ～町民と行政が役割分担、連携・協働のまちづくり～

町民と行政が協力し合い、地域の個性に応じたまちづくりを行う、協働のまちづくりを推進します。

現在は、この大綱をもとに、具体的に進める改革の内容「何を、いつまでに、どうするのか」を示した実施計画の策定作業を進めています。